



2020年9月14日

各 位

東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛
(JASDAQ コード: 8709)
問合せ先: 執行役員 大村 祐一郎
(TEL 03-6858-7100)

単独株式移転効力発生後の定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催の第61期定時株主総会にて承認可決されました株式移転計画に基づき、当社を完全子会社とする単独株式移転が実施された際には、2020年10月1日開催予定の臨時株主総会（会社法第319条第1項に基づく書面決議）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2020年6月25日開催の第61期定時株主総会において、2020年10月1日を効力発生日として、単独株式移転方式により、完全親会社であるインヴァスト株式会社を設立することに係る「株式移転計画」が承認されました。

これにより、2020年10月1日をもってインヴァスト株式会社が東京証券取引所 JASDAQ 市場に新規上場し、完全子会社となる当社は、2020年9月29日付で上場廃止となるため、上場廃止に伴う諸規定を削除するとともに、監査等委員会の廃止および監査役の設置ならびに、これら変更に伴う現行定款の各条項の繰り上げ、繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> 第9条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p><u>(株券の不発行)</u> 第9条 当社の株式については、<u>株券を発行しない。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監</p>	<p style="text-align: center;">(株式の譲渡制限に関する規定)</p> <p>第10条 <u>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)</p>	
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>	<p>2 <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査等委員会規程)</p>	
<p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第27条 当社の監査役は、1名以上3名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 当社は、会社法第426号第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第35条 期末配当金は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当金) 第36条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に期末配当を行うことができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">3 前2項の規定にかかわらず、当社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の効力発生日

2020年10月1日(予定)

なお、上記の定款変更案は、株式移転の効力発生後、インヴァスト株式会社のみが当社株主となった時点で、同社の書面による同意により、臨時株主総会における決議を省略して承認されることが予定されており、この承認をもって定款変更の効力が発生することとなります。

以上